

岳(嶽)	鍤(鐵)	滝(瀧)	号(號)	処(處)	与(與)
罍(罍)	糸(絲)	並(竝)	粮(糧)	虫(蟲)	弃(棄)
塩(鹽)	声(聲)	岩(巖)	断断(斷)	繼(繼)	肃(肅)
辞(辭)	乱(亂)	躰(體)	麦(麥)	尽盡(盡)	即(卽)
双(雙)	灯(燈)	関(關)	献(獻)	属(屬)	嘱(囑)
密(密)	真(眞)	鎮(鎮)	慎(慎)	粘(黏)	覽(覽)
為(爲)	偽(偽)	参(參)	惨(慘)	從(從)	縱(縱)
将(將)	状(狀)	奨(奨)	壮(壯)	莊(莊)	藏(藏)
徑(徑)	經(經)	輕(輕)	莖(莖)	玠(珍)	脚(腳)
旧(舊)	惡惡(惡)	宝(寶)	顯(顯)	麗(麗)	称(稱)

なお、証(證)、胆(膽)、担(擔)、豊(豊)、托(託)、医(醫)の別体と正体とは、本来別字であるが、通用が広くかつ久しいもので、用いて妨げがない。

円(圓) 厘(釐) 丁(町) 弋(錢)

これらは、物の数量をしるす時に限って、別体を用いて妨げない。

第2類は、正体を用いるべきもので、[別体はいま省略する]

美 看 究 奇 局 垂郵 京涼鯨就影景 場腸 競 衡 巖巖
笑 座 幸 鼓 土在

これらは、正体と別体とを比べると、正体のほうがかえって字画が簡易であるから、正体を用いるのが便利であろう。

以上述べたところによってその他を推すならば、字体に異同のあるものについて、そのいずれに従うべきかは、大体了解されるであろう。しかしまた、一端をとって論じざるわけにいかないこともあるから、種々の注意を要する。

元来同一の文字であるが、字体の異なるに従って、ほとんど別種の文字のようになっているもの、たとえば、

著・着 笑・咲 箇・個 巖・岩 華・花 孃・娘

形体類似の文字は、区別をはっきり書かなければならない。たとえば、

專・專 易・易 求・朮 麻・林 東・束 且・旦 丞・亟 段・段
 魯・魯 岡・岡 于・干 師・帥 丰・丰 小・水 己・巳 束・束
 母・母・母 戊・戊

偏旁冠脚の関係をとりにかえて書くことがある。

稟(稿) 槩(概) 峯(峰) 羣(群) 幕(幙) 碁(棋)
 胷(胸) 松(叅) 魂(覓) 略(畧) 秋(爍) 和(味)
 鄰(隣) 緜(綿)

などは、とりにかえて妨げないもの。〔括弧内は別体〕

愉・愈 紋・紊 腑・腐 猶・猷 衿・衾 恰・怠 吟・含

などは、とりにかえると別字になるものである。

以上は、『漢字要覧』の第2章の説くところである。比較的早い時期のものであるから、やや詳しく紹介した。

次に、もっぱら字体について示したものとして、大正8年7月(1919)、文部省普通学務局から、『漢字整理案』が発表された。その要点は、はしがきその他によると次のようである。

現今わが国で用いられる漢字は、整理を要する点が多い。字形で見ると、『康熙字典』でさえも統一を欠き、また煩冗にすぎるものがある。これでは教授の徹底を期しがたいし、また実際上の不便も少なくない。そこで、本案は、尋常小学校の各種教科書に用いている漢字二千六百余字の字形につき、『康熙字典』をもとにして整理し、その標準を定めたものである。その方針は、簡便を主とし、慣用を重んじ、活字体と手書体との一致を図るということである。大体からいって、字画の簡易なもの、運筆の利便なものを選び、あるいは字形のつりあいを整え、小異の合同をはかるように努めた。ただし、七百余字は、『康熙字典』のままの形である。なお、世俗慣用の文字には、あやまったものもないわけではないが、必ずしも一概に排斥すべきでもない。そこで、簡単で書きやすく、または慣用がすでに久

しくかつ広いものを選んで、許容することとし、これを一括して巻末に示した。この案の文字は将来広く国民教育上に採用する見込みであるが、まず公にして世の批評を求めることにした。

この案は、毛筆の筆写体で示してある。(この案の字体は、ある程度、実際に小学校の国語教科書に用いられたが、昭和7年(1932)以後の教科書で新たに教科書体活字が用いられるようになった際、その多くがいわゆる正体に改められた。)

大正12年5月(1923)には、臨時国語調査会で『常用漢字表』が可決された。これには1962字のうち154字の「略字」が、今後これを正字として用いることとして採用されている。

ついで大正14年11月(1925)に、臨時国語調査会から、右の『常用漢字表』の漢字についての『字体整理案』が発表された。これについては、保科孝一氏が臨時国語調査会幹事として官報に寄せた「漢字の字体整理について」に、次のように述べられている。——常用漢字中には、すでに選定された154字の簡易な字体のほかに、整理を要するものが少なくないので、全体にわたって調査を進める必要を認め、その結果、1962字のうち1020字について字体を整理することになったのである。——凡例には、康熙字典の字体を本とし、これを整理するに当たって、現代の慣用を深く考慮し、字画の簡易と運筆の便利とに重きを置き、字形のつりあいを整え、小異の合同を図った、とある。

この案も、毛筆で示されており、変更されなかったものも掲げられている。

臨時国語調査会は、昭和6年に改めて『常用漢字表』の1858字を発表したが、昭和9年に発足した国語審議会では、これについて字体整理の審議を進めた結果、昭和12年12月(1937)に、その864字につき『漢字字体整理案』を可決した。この案も、康熙字典の字体をもととして整理したもので、その方針は、特別の場合を除いて、慣用を重んじ、簡便を主とした、とある。

この案の特色は、第1種文字と第2種文字との2種を分けることで、第1種743字は、国定教科書をはじめ、その他一般に使用するを可とするもの、

保科孝一氏（国語教育23ノ9）によると、「なるべく一般にひろく用いられることを希望するもの、すなわち、将来の標準字体たらしめようとゆう建前のものであるが、これが現代社会の慣用にもっとも重きを置いたものといってよい。たとえば、簡易な字体としては、乱・属・恋・変・塩・断〔後略〕等を取り、社会の慣用に従ったものとしては、並・研・前・育・要・届・教・梅〔略〕等を取った」のである。

第2種289字（第1種と重複するものがある。）は、特別の場合に使用するもの、および普通の場合に使用してもさしつかえないと認めるものである。これは、第1種に簡易な字体をとった関係上、これに対する字典体をとったもの。保科氏によれば、「これはある特別の場合に用いなければならぬことがあるし〔詔勅などの場合であろう。〕、また普通の場合にそう用いても、今日のところそれを排斥することができないから」である。また、いわゆる略字で、第1種にとったものほど広くは用いられないが、第1種に昇格させるにはまだ早いと思われるものが第2種に含まれる。「仏・独・実・宝・与・応・気」等々、「学・壮・観・麦・品・鮮」等々である。保科氏によれば、「第2種に見る簡易な字体は、大抵世間で普通に慣用されて居るものであるから、これを第1種とし、第2種を設けない方がよいという意見がなかなか多い。しかし、総会〔国語審議会〕においては、今日の時勢から見て、あまり急激な変化は好ましくないから、しばらく本案の振合で進むのが然るべきだとゆうことに、意見の一致を見たのである。」

この整理案も、毛筆の筆写体で示された。

昭和17年6月（1942）、国語審議会から『標準漢字表』が発表された。その2528字のうち、78字については「簡易字体」が本体として採用され、また別の64字については「簡易字体」が許容された。

同年の12月に、文部省から同名の『標準漢字表』が発表された。この表は、おおむね義務教育において習得せしめるべき漢字の標準を示したもので、

2669字のうち、80字については普通に行なわれる「簡易字体」を採用して、括弧内に示してある。

さて、昭和21年11月（1946）に国語審議会が可決した『当用漢字表』は、その月に内閣訓令とともに告示され、政府の制定するところとなったのであるが、その1850字のうち131字については、「簡易字体」が本体として採用された。

その簡易字体の131字を次に掲げることにするが、括弧に包んで示すのは従来の正字である。簡易字体のほうは、後に当用漢字字体表によって修正された点があり、ここでは現在の活字を用いたから、当用漢字表で発表された当時の形そのままではないものがある。たとえば、「礼」のへんは「𠂔」の形、「辺」のによろは「辵」の形が示されていたのである。

乱（亂）	併（併）	仮（假）	両（兩）	劑（劑）	勞（勞）
勵（勵）	勸（勸）	區（區）	參（參）	囑（囑）	圀（圍）
円（圓）	図（圖）	墮（墮）	圧（壓）	壹（壹）	学（學）
実（實）	写（寫）	宝（寶）	对（對）	届（屆）	属（屬）
岳（嶽）	廢（廢）	徑（徑）	惱（惱）	惨（慘）	恋（戀）
択（擇）	担（擔）	拠（據）	挙（舉）	拡（擴）	数（數）
断（斷）	会（會）	榮（榮）	楼（樓）	枢（樞）	権（權）
欧（歐）	歡（歡）	歸（歸）	残（殘）	毆（毆）	浅（淺）
満（滿）	潜（潛）	沢（澤）	濟（濟）	浜（濱）	澆（瀆）
湾（灣）	營（營）	炉（爐）	儀（儀）	独（獨）	獵（獵）
献（獻）	画（畫）	当（當）	発（發）	研（研）	礼（禮）
称（稱）	穩（穩）	窃（竊）	並（竝）	糸（絲）	経（經）
総（總）	絵（繪）	繼（繼）	続（續）	欠（缺）	声（聲）
肅（肅）	脳（腦）	胆（膽）	台（臺）	旧（舊）	莖（莖）
万（萬）	処（處）	号（號）	虫（蟲）	蚕（蠶）	蛮（蠻）
覚（覺）	観（觀）	触（觸）	証（證）	訳（譯）	誉（譽）

読(讀)	変(變)	豊(豊)	予(豫)	弍(貳)	賛(贊)
踐(踐)	軽(輕)	弁(辨辯辯)		辞(辭)	逋(逋)
遅(遲)	辺(邊)	医(醫)	釈(釋)	銭(錢)	鉄(鐵)
鉱(鑛)	関(關)	随(隨)	隠(隱)	双(雙)	霊(靈)
余(餘)	駆(驅)	駅(驛)	髓(髓)	体(體)	塩(鹽)
麦(麥)	点(點)	党(黨)	齋(齋)	歯(齒)	齢(齡)

(以上 131 字)

活字字体の整理

この『当用漢字表』の「まえがき」には、次のようにある。

- 1 簡易字体については、現在慣用されているものの中から採用し、これを本体として、参考のため原字をその下に掲げた。

- 1 字体と音訓との整理については、調査中である。

かくて、国語審議会では、『当用漢字表』にひきつづいて、『別表』や『音訓表』の審議をはじめたが、漢字字体の整理については、別に文部省教科書局内に、「活字字体の整理に関する協議会」が設けられて、そこでまず一通りの成案が得られることになった。この協議会は、印刷業界方面からの要望もあって、活字の字体の統一をはかるのが目標で、国語審議会の漢字主査委員会の代表、印刷学会の代表、およびその他の印刷関係者ならびに教科書局の関係官の間で論議された。そこで審議会では、字体整理の問題をとりあげるにあたって、さしあたり、その協議会の案を基礎としてこれに検討を加えることになり、まず協議会案について世論を求めることにした。その『活字字体整理案』の「まえがき」は次のようなものである。

- 1 この表は、活字の字体の基準を示すために、当用漢字表の中で字体を統一する必要があるが、また簡易にすることができると認められる字について、字体を定める案である。